

19. 果樹病害虫，雑草の防除効果増強を目指して —病害虫防除基準・植物成長調整剤使用基準（果樹）の改訂—

1. 背景とねらい

新規農薬は，公的研究機関で防除効果・安全性・使用方法及び地域適応性等が試験されており，その結果は，農薬登録認可の基礎資料となっている。農業技術センターでは，農薬散布作業の省力化，難防除病害虫や新規発生病害虫に対する有効な薬剤及び臭化メチル代替剤の検索等に主眼を置き，各種の試験を分担，実施している。

2. 成果の内容

広島県病害虫防除基準・除草剤使用基準に果樹対象の農薬として追加および削除した件数は，殺菌剤では追加 35 件，削除 6 件，殺虫剤では追加 37 件，削除 8 件，除草剤では追加 1 件，削除 1 件，植物成長調整剤では追加 1 件，削除 1 件であった（表 1）。

採用した主なものは次のとおりである。

- 1) 殺菌剤では，ブドウのべと病に対してライメイフロアブル，ブドウの晩腐病・黒とう病など，ナシの黒星病・輪紋病などに対してオンリーワンフロアブル（表 1），カンキツの灰色かび病などのナリアWDGを新規に採用または追加した。
- 2) 殺虫剤では，ナシのハダニ類に対してダニゲッターフロアブルなどを新規に採用または追加した。
- 3) 除草剤，植物成長調整剤では，対象作物の類変更などによりタッチダウン iQ，ストップール液剤の項を追加した。

3. 利用上の留意点

- 1) 農薬の選択に当たっては，「平成 21 年度広島県病害虫防除基準（広島県農業情報ローカルネットワークシステム <http://www.f-net.naka.hiroshima.jp/>）」によるとともに，詳細の問い合わせ窓口は，農業技術センターまたは病害虫防除所である。
- 2) 最新の使用方法，使用基準は「農薬登録情報検索システム（<http://www.acis.famic.go.jp/searchF/vtllm000.html>）」により確認する。

（果樹研究部）

4. 具体的データ

表1 平成21年度病害虫防除基準・除草剤使用基準（果樹）における登録農薬の改正件数

登録対象区分	殺菌剤		殺虫剤		除草剤		植物生長調整剤	
	追加	削除	追加	削除	追加	削除	追加	削除
果樹類	0	0	2	3	0	1		
落葉果樹	0	0	0	0				
カンキツ	4	0	15	2	1	0	0	1
ミカン	3	0	3	2	0	0	0	0
ビワ	0	0	0	0	0	0		
ブドウ	3	6	0	0	0	0	0	0
ナシ	4	0	3	1	0	0	1	0
カキ	1	0	3	0	0	0		
モモ	5	0	1	0	0	0		
リンゴ	6	0	5	0	0	0		
クリ	0	0	0	0	0	0		
小粒核果類（ウメ、スモモ、アズキ）	1	0	1	0				
ウメ	2	0	1	0	0	0		
スモモ	4	0	1	0				
イチジク	2	0	2	0	0	0		
キウイフルーツ	0	0	0	0				
合計	35	6	37	8	1	1	1	1

注1) 数値は1農薬1対象（病害虫・雑草・作物）でカウントした。

注2) 主な削除理由は登録失効，剤型変更，流通量減少による。

表2 ブドウの晩腐病に対する防除効果（2004年）

供試薬剤	希釈倍率 (倍)	反復	調査房数	発病房率 (%)	発病度	防除価	薬害
オンリーワンフロアブル	2000	I	100	6	1.5	76.4	—
		II	99	2	0.5		
		III	100	5	1.3		
		平均	99.7	4.3	1.1		
(対照) ジマンダイセン水和剤	1000	I	100	3	0.8	85.5	—
		II	63	4	1.0		
		III	100	1	0.3		
		平均	87.6	2.7	0.7		
無処理		I	100	14	4.0		
		II	100	18	5.3		
		III	100	18	4.5		
		平均	100	16.7	4.6		

※ 供試品種：マスカットベリーA（38年生樹），作型：トンネル栽培，開花日：5月23日